

平成18年改正条例附則第8項、第9項及び第10項の規定による給料に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1729号**

平成18年改正条例附則第8項、第9項及び第10項の規定による給料に関する規則を廃止する規則

平成18年改正条例附則第8項、第9項及び第10項の規定による給料に関する規則（規則第6-1528号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。